

議事日程（第1日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 行財政改革問題に関する事務調査について（行財政改革問題特別委員長報告）
- 第6 議会改革推進に関する事務調査について（議会改革推進委員長報告）
- 第7 同意第1号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任について（町長提出）
- 第8 同意第2号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任について（町長提出）
- 第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（町長提出）
- 第10 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（町長提出）
- 第11 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（町長提出）
- 第12 議案第1号 北方町印鑑条例等の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第13 議案第2号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第14 議案第3号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第15 議案第4号 北方町債権管理条例制定について（町長提出）
- 第16 議案第5号 北方町税条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第17 議案第6号 北方町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第18 議案第7号 北方町小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第19 議案第8号 北方町立図書館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第20 議案第9号 工事請負契約の変更について（町長提出）
- 第21 議案第10号 平成23年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについて（町長提出）
- 第22 議案第11号 平成23年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについて（町長提出）
- 第23 議案第12号 平成24年度北方町一般会計予算を定めるについて（町長提出）
- 第24 議案第13号 平成24年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて（町長提出）
- 第25 議案第14号 平成24年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて（町長提出）

- 第26 議案第15号 平成24年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第27 議案第16号 平成24年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第28 議案第17号 字の区域及び名称の変更について (町長提出)
- 第29 議案第18号 北方町老人福祉計画を定めるについて (町長提出)
- 第30 議案第19号 北方町障がい者計画を定めるについて (町長提出)
- 第31 協議第1号 本巢消防事務組合理約の変更について (町長提出)
- 第32 協議第2号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の変更について (町長提出)
- 第33 協議第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合理約の変更について (町長提出)
- 第34 協議第4号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の変更について (町長提出)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第34まで

出席議員 (10名)

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉
9番	井野勝巳	10番	日比玲子

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	山本繁美
教育長	宮川浩兵	都市環境農政課参事	大平喜義
総務課長	村木俊文	税務課長	山中真澄
収納課長	西口清敏	住民保険課長	豊田晃
福祉健康課長	北村孝則	上下水道課長	山田忠義
都市環境農政課長	酒井友幸	教育課長	渡辺雅尚
会計室長	林賢二		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	高橋善明	議会書記	木野村幸子
議会書記	宮崎資啓		

○議長（戸部哲哉君） 皆さん、おはようございます。

春とはいえ、まだまだすっきりしない天気も続いておりますし、寒暖の差も非常に激しくて、体調管理に十分気をつけていただきたいと思うわけでございますけれども、今定例会は長丁場になります。そういった意味で、十分に健康管理にも気を使っただきたいなど、そんなふうに思っております。

全員の皆さんに御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

ただいまから会議を始めさせていただきます。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第1回北方町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸部哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において10番 日比玲子君及び1番 杉本真由美君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（戸部哲哉君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの17日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの17日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（戸部哲哉君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から例月出納検査の結果、西濃環境整備組合議会の関係などの報告をさせます。

○議会事務局長（高橋善明君） 12月定例会以降の報告をさせていただきます。

12月21日、1月18日及び2月15日に現金出納事務全般について例月出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計及び各基金ともに記載金額は正確で、計数上の誤りはないものと認められた旨の報告がありました。

次に、財政援助団体等監査の結果についてであります。

12月7日、平成22年度総務課所管補助事業について、自治会関係3補助事業と商工会関係5補助事業に関する事項について、補助目的に従って事業効果を上げているか、事務処理は適切かなどを主眼とし、監査が行われました。監査の結果、対象事項について、申請、交付及び実績など、関係書類の提出と関係者から説明を求めて監査した結果、一部の事務において形式的かつ前年踏襲的な事務手続が認められ、過大の補助金が交付されており、還付の手続を要するとの報告がありました。特に、未来タウン北方ふれあいまつり・歩行者天国事業で、平成22年度の実績報告書に事業の支出は計上されているが、事業収入の計上がなく、補助増と認められているので、補助団体は過大に交付された補助金が発生している。所管等は精算報告の審査を適正に行うとともに、補助団体に対し、適正な申請とするように指導されたいとの意見が添えられています。

次に、随時監査の結果についてであります。

1月25日、債権管理状況について、町税、国民健康保険税、保育園保育料、学校給食費、上水道料金、下水道料金などの平成22年度末不納状況と事務手続を主眼として監査が行われました。監査の結果、町の各種債権について、各書類等の提出及び担当者から説明を求めて監査した結果、一部の債権については前年踏襲的な管理と徴収の手続が認められているので、改善を要するとの報告がありました。

西濃環境整備組合についてであります。

2月13日、平成24年第1回西濃環境整備組合議会定例会が開催されました。

最初に、議第1号 平成23年度一般会計補正予算（第2号）について、塵芥処理費の光熱水費1,100万円、窒素酸化物対策工事1,155万円の増により、歳入歳出それぞれ2,255万円を増額し、歳入歳出予算の総額を17億151万4,000円とするものです。

議第2号 平成24年度経費の分賦金額及び分賦方法については、ごみ処理、屋内温水プール関係の分賦金総額10億8,429万8,000円のうち北方町の分賦割合9.38%で、金額1億171万2,000円とするものです。

議第3号 平成24年度一般会計予算については、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億1,322万5,000円とするものです。前年度より1億3,697万1,000円、前年比3.8%の減になっています。歳入の主なものは、市町村分賦金10億8,429万8,000円、屋内温水プール使用料3,100万円、ごみ処理手数料2億3,687万円、財政調整基金繰入金1億4,960万9,000円。歳出の主なものは、屋内温水プール管理費6,125万1,000円、塵芥処理費10億7,950万1,000円、施設建設費4,961万1,000円、公債費2億7,376万2,000円。

以上3議案は原案のとおり可決されました。

続いて、本巣消防事務組合についてであります。

2月27日、平成24年第1回本巣消防事務組合議会定例会が開催されました。

最初に、議案第1号 手数料条例の一部改正と、議案第2号 火災予防条例の一部改正の2議案は、危険物の規制に関する法令の一部改正に伴うものです。

議案第3号 平成23年度一般会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ3億1,459万円を

追加し、総額10億6,359万3,000円とするものです。歳出の主なものは、財政調整基金積立金1,938万1,000円、消防救急デジタル無線施設整備工事2億9,354万円です。収入では、県補助金6,892万5,000円、緊急防災・減債事業債2億2,710万円です。

議案第4号 平成24年度分賦金について、分賦金6億9,645万2,000円のうち、北方町の分賦率は30.635%で、2億1,335万8,000円にするものです。

議案第5号 平成24年度一般会計予算について、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億1,651万9,000円とするもので、前年度より3,248万4,000円の減になっています。歳入の主なものについては、市町分担金6億9,645万2,000円、消防債1,890万です。歳出の主なものは、常備消防費6億2,815万3,000円、消防施設費3,170万8,000円です。

以上の5議案は、原案のとおり可決されました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

1月20日、臨時総会及び合同懇親会が岐阜グランドホテルで開催されました。規約、表彰規程等の一部が改正され、主なものは、規約の評議員が「各郡町村議会議長会長」から「町村議会議長」に改められました。

1月21日、政権与党国会議員との意見交換会が民主党岐阜県連事務所で開催されました。

2月9日、全国町村議会議長会の定例総会において、町村議会議員として15年以上在職されました立川良一議員が全国自治功労者表彰を受賞されました。

続いて、配付物の関係であります。

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択を求める陳情、「社会保障と税の一体改革」に反対し、暮らしにかかる消費税の減税に関する請願、「原発の再稼働については、極めて慎重に進めることを担当者に求める」請願書、それぞれの写しを配付しておきました。

また、閉会中の継続調査となっておりました行財政改革問題特別委員会と議会改革推進委員会の報告書についても、写しを配付しておきました。

以上、報告をいたしました会議等の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思えます。

これで、諸般の報告を終わります。

○議長（戸部哲哉君） ただいま報告がありました中で、議会運営委員会で決まりました「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択を求める陳情及び「社会保障と税の一体改革」に反対し、暮らしにかかる消費税の減税に関する請願、「原発の再稼働については、極めて慎重に進めることを担当者に求める」請願書は、総務教育常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択を求める陳情及び「社会保障と税の一体改革」に反対し、暮らしにかかる消費税の減税に関する請願、「原発の再稼働については、極めて慎重に進めることを担当者に求める」請

願書は、総務教育常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（戸部哲哉君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） おはようございます。

私のほうからは、行政報告として、過ぐる2月21日に後期高齢者医療広域連合議会の定例会が開催をされましたので、その御報告をさせていただきたいと存じます。

4つの議案が提案をされまして、まず議案第1号としては、平成24年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,629万6,000円と定めるものでございました。

まず、歳入につきましては、市町村の負担金、これは均等割が10%、人口割が45%、そして高齢者の人口割が45%というものでございますが、その総額が2億549万円、財政調整基金からの繰入金が2,600万円、前年度剰余金の繰越金が4,203万4,000円、このほかは諸収入など277万2,000円でございます。

歳出につきましては、議会費として160万8,000円、総務費として2億4,768万8,000円、これは一般管理費、人件費28人分でございますが2億1,657万円、その他の一般管理費が負担金とか借り上げ料などでございますが3,087万8,000円、公平委員会費が2万1,000円、財調基金が8,000円、選挙管理委員会費用が3万5,000円、監査委員の費用が17万7,000円という内容でございます。民生費につきましては、総額2,600万でございます、これは標準システム用の機器の交換代、それから財政調整基金の取り崩し、このほか、また予備費として100万円を計上したものでございます。なお、この予算の対前年比の総額の伸び率は、プラス9.22%ということでございます。

議案第2号は、平成24年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の歳入歳出予算を定めることについてでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,128億3,280万9,000円とするものでございました。

まず、歳入につきましては、市町村支出金が357億887万円、国庫支出金が679億3,954万4,000円、県支出金として178億7,944万円、支払基金交付金として870億5,088万8,000円、特別高額医療費共同事業交付金として5,487万5,000円、財産収入としましては、これは臨時特例基金利子でございますが53万5,000円で、繰入金は14億4,240万8,000円という数字でございます。なお、この繰入金の内容につきましては、臨時特例基金分が14億1,640万8,000円、それから一般会計の繰入金が2,600万円ということでございます。続きまして、繰越金が24億6,451万6,000円で、このほかには諸収入が2億9,173万3,000円ということになっております。

歳出につきましては、総務費として5億7,175万3,000円、保険給付金といたしまして2,095億7,970万1,000円。この内容は、療養給付金が1,973億6,365万8,000円のほかは、各種療養費など

でございました。それから、県財政安定化基金拠出金が1億9,090万円、特別高額医療費共同事業拠出金が5,502万6,000円、保健事業費が4億5,841万7,000円、諸支出金が1,651万円、基金積立金が53億5,000万円、予備費といたしまして19億5,996万7,000円というものでございました。対前年比の予算総額の伸び率は、プラス4.46%という数字になっております。

議案第3号につきましては、平成23年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億2,976万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ206億1,030万4,000円とするものでございます。

まず、歳入につきましては、市町村の支出金を657万9,000円減額いたしております。これは、健康診査に対する国庫補助単価上昇による市町村負担金の減少によるものでございました。それから国庫支出金につきましては、平成24年度保険料軽減に対する財源補てんとして11億9,376万1,000円が交付されるもののほかは、町増進事業の増額に伴う特別調整交付金の追加交付494万6,000円、健康診査事業費補助金の追加交付が3,295万2,000円の合計12億3,165万9,000円が増額補正をされました。繰越金につきましては468万5,000円でございます。これは、前年度の剰余金でございます。

歳出につきましては、特別高額医療費共同事業拠出金として468万5,000円を、保健事業費として2,473万9,000円を、基金積立金として11億9,376万1,000円、これは歳入で御説明をいたしました国庫支出金の平成24年度の保険料軽減に対する財源補てん金の全額を、ここで積み立てをされておるものでございます。残余の658万円につきましては、予備費の計上補正でございます。

続きまして、議案第4号でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

1人当たりの医療費水準が高くなる中において、保険料の一定程度の上昇は避けられないために、第3期財政運営機関——これは平成24年、25年度にわたるものでございますが——の保険料を引き上げるとともに、中低所得者の負担を軽減するため、保険料賦課限度額を引き上げるというものでございます。さらに、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に対する均等割の軽減特例措置、つまり5割軽減を9割軽減に、7割軽減を8.5割軽減に、それぞれ平成24年度におきましても継続をするという一部改正を行ったものでございます。その内容につきましては、保険料率のうち、所得割率を従来の0.0739を0.0738に、均等割を従来の3万9,310円から4万670円に改正するものでございます。これによりまして、1人当たりの保険料額は5万4,235円から5万6,423円、4%ばかり増額することになるわけでございます。また、保険料の賦課限度額の従来の50万円から55万円に引き上げられたところでございます。

以上、4議案とも全会一致、可決されたところでございます。

以上、御報告を終わらせていただきます。

○議長（戸部哲哉君） これで行政報告を終わります。

日程第5 行財政改革問題に関する事務調査について

○議長（戸部哲哉君） 日程第5、行財政改革問題に関する事務調査についてを議題とします。
行財政改革問題特別委員長の報告を求めます。

立川良一君。

○行財政改革問題特別委員長（立川良一君） 議長の命を受けまして、行財政改革問題特別委員会の報告をいたします。

1月17日に委員会を開催し、調査を行いました。会議規則第73条の規定によって、次のとおり報告をいたします。

第5次北方町行政改革大綱について、平成23年度の取り組み状況20項目の報告を受けました。事業費の見直しなどにより節減された予算額は、361万1,000円であります。ボランティアでの協働で目指すまちづくりのために配分された予算は1,770万5,000円であります。平成24年度の実施計画より、行政改革取り組み項目、総務課2項目、住民保険課1項目、上下水道課2項目、都市環境農政課1項目、教育委員会1項目の説明を受け、審議した結果、執行することを了承いたしました。

終わります。

○議長（戸部哲哉君） 行財政改革問題特別委員長の報告を終わります。

委員長報告のとおり了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。委員長報告のとおり了承することに決定しました。

日程第6 議会改革推進に関する事務調査について

○議長（戸部哲哉君） 日程第6、議会改革推進に関する事務調査についてを議題とします。
議会改革推進委員長の報告を求めます。

井野勝巳君。

○議会改革推進委員長（井野勝巳君） おはようございます。

議長の命を受けまして、当委員会の調査報告をさせていただきます。

議会改革推進委員会に関する事務調査について、上記調査につきまして、12月12日に委員会を開催して調査を行いました。会議規則第73条の規定により、次のとおり報告をいたします。

1. 平成24年度重要施策については、新規の9事業と行革関係の5事業の概要説明を執行部より受けました。

2番目に、議会報告のまとめについてですが、住民との対話集会は、3会場で開催をし、議会報告の意見、要望等を取りまとめて議会だよりに掲載することを確認いたしました。

その他でございますけれども、全般の伊藤議員につきましては、議会議員政治倫理要項第10条、請負契約等に関する遵守事項の2項3による町に対する請負辞退届の手續について、再三の要請にも従わずに辞退届が提出されなかった。このために、議会会議規則第97条、品位の尊重により

議長から口頭注意することを決めました。

以上で報告を終わります。

○議長（戸部哲哉君） 議会改革推進委員長の報告を終わります。

委員長報告のとおり了承することに御異議ありませんか。

〔「議長」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 私個人としては、非常に納得いたしません。

この3番のその他ですけど、何の説明もなしにこのようなことを一方的に決められ、再三の警告で従わずなんて、要請に聞かなかったなんてことは、非常に理不尽でおこがましいと思っておりますので、これに関しては反対をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（戸部哲哉君） 異議がありましたので、起立によって採決をします。

議会改革推進委員長の報告のとおり了承することに賛成の方は起立を願います。

〔起立8名〕

○議長（戸部哲哉君） 起立多数であります。議会改革推進委員長の報告のとおり了承することに決定しました。

日程第7 同意第1号

○議長（戸部哲哉君） 日程第7、同意第1号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、同意第1号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意を求めたいと思うところでございます。

従来から固定資産税評価審査委員会の委員をお願いしておる横山明さんにつきまして、任期が満了となりますので、改めて選任をさせていただきたいと考えて御同意をいただきたいと思うものでございます。

横山明さんは、昭和8年12月24日の生まれでございます。住所は岐阜県本巣郡北方町北方3220番地の4にお住まいの方でございます。既に今年度まで4期にわたってこの固定資産評価審査委員の職務を全うしていただいております。人格・識見、その他について適任と思いますので、引き続いて委員としての選任をいたしたいので御同意をいただきたく求めるものでございます。

○議長（戸部哲哉君） これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、同意第1号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって同意第1号は同意することに決定をいたしました。

日程第8 同意第2号

○議長（戸部哲哉君） 日程第8、同意第2号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、同意第2号でございます。

第1号と同様に、北方町固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の御同意をいただきたいと思うものでございます。

1号の横山さんと同様、加藤文夫さんが現在固定資産評価審査委員会の委員をお願いをいたしておるところでございますが、その任期が到来をいたしましたので、改めて加藤さんに再任をお願いしたいというふうに考えまして、議会の同意をお願いするものでございます。

加藤文夫さんは、昭和19年1月20日の生まれでございます。住所は岐阜県本巣郡北方町加茂474番地の2にお住まいでございます。平成21年に北方町の固定資産評価審査委員に御就任をいただきまして、今日まで4年間お務めをいただいたわけでございます。人格・高見でございますし、経験も豊富な人材でございますので、引き続いて加藤さんにこの委員をお願いしたいと考えて、同意を皆さん方に求めるものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（戸部哲哉君） これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、同意第2号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって同意第2号は同意することに決定をいたしました。

日程第9 諮問第1号

○議長（戸部哲哉君） 日程第9、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

お手元に配付をされておりますように、八代勝秋さんが、今日まで人権擁護委員としてお務めをいただいております。既に平成18年、それから21年に引き続いて3期目委員として推薦をさせていただくことになるわけですが、八代さんは、昭和19年11月7日の生まれでございます。住所は岐阜県本巣郡北方町高屋1029番地にお住まいでございます。長い間、労働省岐阜労働基準局や、それから厚生労働省の発足に伴いまして、岐阜労働局総務部総務課人事計画官などお務めになって、平成17年に定年退職となられました後、先ほどお話を申し上げましたように、18年から当町の人権擁護委員として御活躍をいただいております。人格・高潔でございますので、引き続いて委員としての御活躍をいただきたいと思っております。議会を求めますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（戸部哲哉君） これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議会の意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、議会の意見は適任と決定をいたしました。

日程第10 諮問第2号

○議長（戸部哲哉君） 日程第10、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） 諮問第2号でございます。

第1号と同様に、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

御案内のように、現在神谷肇さんに人権擁護委員をお願いいたしておるところでございますけれども、任期が到来をいたしましたので、引き続き人権擁護委員に推薦をしたいと考えますので、議会の御意見をいただきたいと思うところでございます。

神谷肇さんは、昭和20年2月18日の生まれでございます。岐阜県本巣郡北方町加茂262番地にお住まいでございます。長い間、当町役場に勤務をされておりました。退職後は、もとす広域

連合の療育医療の施設長として、また社会福祉法人北方町社会福祉協議会の事務局長としても業務に携わっていただきまして、その後は人権擁護委員としての御活躍をいただいております。議会の皆さん方の意見を求めるものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（戸部哲哉君） これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議会の意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、議会の意見は適任と決定をいたしました。

日程第11 諮問第3号

○議長（戸部哲哉君） 日程第11、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） 諮問第3号でございます。

同じく人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、同様に、現在人権擁護委員をお願いいたしております石崎洋子さんの任期が到来をいたしますので、改めて人権擁護委員として推薦をいたし、議会の意見を求めるものでございます。

石崎洋子さんは、昭和19年7月24日の生まれでございます。岐阜県本巣郡北方町芝原中町3丁目15番地にお住まいの方でございます。職歴としては、一宮の市役所に、保育園を中心としてお勤めございまして、その後、退職をされた後は、北方町の社会福祉法人北方町社会福祉協議会でお勤めをいただきまして、平成17年に定年によって退職をされました。その後、人権擁護委員に御就任をいただいております。申上げましたように、任期の到来により、改めて人権擁護委員の推薦をいたしたいと考えて、議会の御同意をいただきたいと思うところでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（戸部哲哉君） これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議会の意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は、議会の意見は適任と決定をいたしました。

ここで、10分間の休憩をとります。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時30分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

日程第12 議案第1号から日程第34 協議第4号まで

○議長（戸部哲哉君） 日程第12、議案第1号から日程第34、協議第4号までを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） 平成24年第1回の定例議会が開催されまして、新年度予算案を初めとした諸議案の御審議をいただくことになりました。

議員各位には、御多用の中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、昨年発生をいたしました東日本大震災と津波については、まさに天災以外の何物でもなく、長い歴史の中で日本民族が甘んじて受け入れざるを得ない宿命というべき性格のものであります。やがて1年を経過する今、なお多くの被災者が救済を待っている現実、まことに忍びない思いであります。しかし、この未曾有の天災がどんなに苦しいものであったとしても、さまざまな困難や問題を抱えながら、東北の至るところで力強く立ち上がる人たちによって、徐々に復興のつち音が響き渡ることを信じて、私どもは応援していかなければなりません。

しかし、原発事故は明らかな人災であります。我々が、近代以降、ひたすら追求してきた、より豊かに、より便利にという、いわゆる効率と利益を優先させた強烈な技術振興によって引き起こされたものであることを、深く認識をしなければなりません。

思えば、その延長線上に、私どもの今の生活があります。個人の自由や権利を重んじる余り、多様化し続ける個人の欲望の実現に腐心してまいりました。しかし、求めている限りは、絶対に喜びというものはありません。次々と欲望はエスカレートをして、とどまるどころを知らないからであります。その結果、財源のないまま、予算は膨らみ続けます。国の平成24年度に見込まれる税収は42.3兆円、しかし一般会計の歳出総額は90.3兆円となっています。過去を振り返りますと、昭和61年度の税収が41.9兆円でありました。その際の歳出総額は53.6兆円であります。財務省の資料によりますと、昭和50年度以降、最も高い税収が平成2年度の60.1兆円であったにもかかわらず、歳出は伸び続けて、結果、その財源の穴埋めは赤字国債の発行によって賄われておるわけであり、今のまま行けば、遠からず破綻が来ることは明らかであります。政治も経済も閉塞感に覆われた中で、最も住民に身近な存在である地方自治体の役割は、ますます重くな

ろうとしております。

ところで、格差社会の拡大が大きな社会問題になっております。それは、就業形態、賃金だけでなく、私たちの暮らす地域社会にも大きな問題を投げかけております。ある都市ではシャッター通りが目立ち、ある都市では個性豊かな町並みが維持されているのが、日本の現実であります。この違いはどこから来るのでしょうか。私は、リーダーとそこに働く職員、そして住む人のまちを愛する心とが一体となった都市の経営力にほかならないと思います。志の高さ、緻密に考え抜かれた政策、それを実現していく力、財源の確保、住民協働の努力、つまり首長と職員、住民の三者が一体となって知恵と汗を出し合うことの必要性を思うわけであります。

およそ知恵を出すことと働く価値を忘れたまちに繁栄はありません。そのために、就任以来目指しています「住民参加の草の根民主主義」のまちづくりを、従来にも増して追求していきたいと考えております。

幸いにして、本町は、昨年の10月に発表されました国勢調査の人口等基本集計結果によりますと、人口減少の時代にあっても増加傾向を維持することができました。しかし、その内訳を見ますと、65歳以上の人口の増加率が、全国で13.9%、岐阜県において13%の増であるのに比べて、北方町ではその2倍に近い25.6%の増となっています。もちろん、もともと若い世代が多い町でありますので、65歳以上の方の構成する割合が18.3%と県下でも非常に低い割合ではありますが、急速に高齢化が進みつつあることが見えてまいります。

これからのまちづくりに当たっては、長期的な展望を持ち、環境・自然・安全・健康を基本に、「都市景観、子育て、教育、高齢者支援」をテーマとして進めていかなければなりません。

これまで北方町は、何よりも基盤整備に力が入れられてまいりました。これからは、そこに快適さを付加していかなければなりません。大都市の真ん中で、近隣の共属感情もないアスファルトとコンクリートに囲まれた砂漠のようなまちは、人が家族で人生を暮らすに値するところとはいえません。安全・安心が保障されて、人と人、心と心が触れ合い、あすへエネルギーを再生産できるまちこそ究極の都市戦略なのであります。

その向こうに、公園都市・北方町の将来像を見据えて、新年度は、私が町長に就任させていただきまして以来、描いてまいりました思いを、許される範囲内で具現化した予算を編成させていただきました。

また、こうした環境の整備と同時に、これまで以上に住民基点の考え方に立ち、自助・共助・公助の役割分担を踏まえながら、参加によるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。皆さんの御協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、今定例会に提案をいたしました諸議案について御説明を申し上げます。

御審議をお願いいたします案件は、人事関係が2件、諮問関係3件、条例関係8件、契約関係1件、予算関係7件、その他3件、協議関係が4件の合計28件であります。

また、新年度の予算規模は、一般会計が56億7,000万円、国民健康保険特別会計が22億7,997万6,000円、下水道事業会計が6億3,828万2,000円、上水道事業会計が2億693万2,000円、後期高

齡者医療特別会計が1億5,440万5,000円の合計89億4,959万5,000円でございます。この5つの会計を合計いたしますと、その総額は前年比10.67%の増ということになるわけであります。なお、町債につきましては、7億4,090万円のうち臨時財政対策債は4億3,000万円で、残余の3億1,090万円は国庫補助事業に要するものであります。

それでは、主なものにつきまして順次御説明させていただきたいと思っております。

歳入でございます。

町民税の個人町民税につきましては、東日本大震災の影響や歴史的な円高による企業収益の減少と個人所得の停滞など、依然として厳しい経済状況下の中ではありますが、平成22年度税制改正による16歳未満の扶養控除と16歳以上19歳未満の特定扶養控除の上乗せ分の廃止に伴う個人所得割の増加が見込まれますために、前年度より1,040万9,000円（1.23%）増額をいたしました。また、法人町民税につきましては、前年度より500万円（4.99%）増額をさせていただきました。これにより町民税の増額は、対前年度比1.63%増の9億6,125万9,000円を計上させていただいたところであります。

固定資産税のうち土地につきましては、平成24年度が評価がえの年であり、土地価格の見直しと時点修正はあるものの、地目変更などによりまして1,447万9,000円の増加を見込みました。また、家屋につきましては、評価がえによって3,761万7,000円を減額、償却資産は、企業の設備投資の動きが鈍い状況にかんがみ、343万7,000円減額したことにより、対前年比2.5%減の10億878万5,000円を計上させていただきました。

軽自動車税につきましては、自家用軽四輪自動車の増加に伴い、対前年比1.76%増の3,028万8,000円を計上したところでございます。

町たばこ税につきましては、消費の持ち直しが見込まれるため、対前年比22.22%増の1億4,300万円を計上いたしました。

この結果、町税全体における税額は、対前年比1,547万4,000円、0.73%増の21億4,333万2,000円としたところでございます。

なお、自主財源であります町税の重要性はますます高まっておりますので、税の公平性の確保のためにも、徴収には今後とも力を入れてまいりたいと思っております。

地方交付税につきましては、地財計画を初め、平成22年度国勢調査の65歳以上人口の大幅な増や、税収等の決算見込み額による増減を考慮しました結果、普通交付税額に臨時財政対策債を加えました実質的な額は15億円と、23年度の当初予算額よりも7,000万円ほど増と見込まれるものの、臨時財政対策債への振りかえ額が、財政力指数の弱い地方公共団体から交付税を配分する財源不足基準方式の影響により、臨時財政対策債の発行額が多く見込まれるため、普通交付税を前年度より1,000万円減額の10億7,000万円、臨時財政対策債につきましては、8,000万円の増額となる4億3,000万円を計上いたしております。

また、特別交付税につきましては、前年度より200万円減額の2,500万円を計上しております。

次に、地方特例交付金は、児童手当及び子ども手当特別交付金及び減収補てん特例交付金のう

ち、自動車取得税交付金の減収分を補てんする特例交付金が廃止されることによる減を見込み、前年度より2,200万円減額の1,000万円を計上したところでございます。

また、町債につきましては7億4,090万円を予算化いたしました。そのうち4億3,000万円につきましては、先ほどふれました臨時財政対策債でありますので、後年、地方交付税として措置されるものであります。残余の3億1,090万円につきましては、交付税措置があります公共事業等債を活用することといたしております。

歳出につきましては、まず政策審議会及び町民対話集会の開催でございます。

「参加で育てるまちづくり」をスローガンに、住民参加の草の根民主主義をこの町に根づかせることを目標設定して、公募による政策審議会や町民対話集会、住民要求アンケートなど、手段の開発、実施に取り組んでまいりました。とりわけ政策審議会は、参加とは、物言う住民も負担を共有し、責任を持つという意識改革につながっていることは、うれしい限りであります。そのあかしは、従来にないボランティア活動の活発化や、まちづくり活動助成事業にもあらわれております。現在の委員も、最終年度の2年目になりますから、さらに発展をさせて、権利と要求の社会から自治と連帯の社会へと生成発展させていきたいと思っております。

町民対話集会も、自治会の協力を得ながら、参加者の増員と会場の増設を図りながら継続して開催をし、パブリック・プライベート・パートナーシップを図ってまいりたいと思っております。

次に、総合行政情報システムの整備についてであります。

さきの東日本大震災で、住民記録の紛失により行政機能の停止が問題になったこともあり、情報データの保管については、二重三重のバックアップ体制が求められているところです。現在、運用しておりますCS住民情報システムは、庁舎内にサーバーを設置する自庁内管理型のシステムであるため、庁舎の損壊等によりサーバー内の情報も喪失するおそれがありましたが、このたび整備する総合行政情報システムにより、データを保管するサーバーを庁舎から災害対策を施した民間のデータセンターに新設されるサーバーへと移転することとして、この問題の解決を図ってまいります。

また、システムの供給者であります岐阜県市町村行政情報センターが、現行のCS住民情報システムを平成26年度までに総合行政情報システムへ全面的に切りかえることといたしており、当町のシステムは機器類が更新時期を迎えていることもあって、この機に新システムを導入し、あわせて機器の更新整備も図るため、所要の措置を講じるものであります。

庁舎ほか諸施設における電力の調達先の切りかえについてであります。

電力の自由化に伴い、町内施設のうち高压契約により電力の調達を行っている9施設におきまして、従来までの一般電気事業者から、新たに特定規模電気事業者（PPS）へと調達先を切りかえることによりまして電気料金の削減を図ってまいります。また、切りかえ後の電力全般に係る管理の実施及び継続した電力の低料金調達を図るため、エネルギーサービスプロバイダー（ESP）と業務委託契約を締結して、徹底した電力管理を行ってまいります。

非核平和啓発事業についてであります。

平成23年9月にいたしました非核平和都市宣言を広く周知し、平和を次世代に引き継いでいくための啓発事業としまして、講演会などの実施と、石碑や宣言塔の設置を行うための予算を計上させていただいております。

定住化推進事業についてであります。

少子・高齢化で人口の減少が著しい中、町の活性化のためには、一人でも多くの人にこの町をついの住みかとして暮らし続けていただかなければなりません。定住化促進のために制定をいたしました北方町新築住宅の定住奨励金交付条例に基づき、固定資産税相当額を定住奨励金として交付してまいります。平成24年度につきましては、対象となる89棟につきまして予算を計上しております。

次に、バス利用促進事業・運転免許自主返納支援事業であります。

今年度も引き続き利用者の確保と拡大を図ってまいります。その手法としましては、これまでの「アユカ」の助成に加え、70歳以上及び身体障害者手帳保持者への助成についてもアユカに切りかえ、利便性の向上と普及に努めてまいります。そのほか、北方・河渡線及び大野・穂積線を対象としたバス事業者への支援等とあわせて1,223万6,000円を計上したところであります。今後も、国・県の動向を踏まえ、北方町地域公共交通協議会との連携を図り、利用促進の検討を進めてまいります。

また、あわせまして、運転免許証自主返納支援事業といたしまして、高齢者の方が加害者となる交通事故を未然に防ぐとともに、公共交通機関であるバスの利用促進及び住民基本台帳カードの普及を図るために、65歳以上の方が免許証の自主返納をされた場合に、アユカの発行と身分証明になる住民基本台帳カードを無料交付してまいります。

樽見鉄道への存続支援についてであります。

樽見鉄道株式会社への存続支援につきましては、樽見鉄道連絡協議会において今年度までの支援が決定されており、今後も樽見鉄道の経営状況や国・県の動向を踏まえて支援策を協議会で検討してまいります。そのため、今年度の予算措置につきましても、助成金の限度額となる200万円を計上いたしております。

外国人の住民基本台帳登録事務については、外国人登録法が平成24年7月9日に廃止をされることに伴い、外国人の住民票を作成し、住民基本台帳に登録するための所要の予算を計上いたしております。

次に、加茂地区町名地番変更に伴う事務についてであります。

北方町加茂土地区画整理事業の完成に伴い、加茂地区の町名地番変更が行われることにより、住民基本台帳及び戸籍の町名地番変更が必要となりますので、そのための予算を計上いたしております。

福祉関係についてであります。

福祉事業につきましては、平成23年度に老人福祉計画、障がい者計画、障がい福祉計画の見直しを行いました。計画に基づいて次の施策を進めてまいりたいと思っております。

まず、高齢者の見守り事業であります。

高齢者の方が住みなれた地域で安心して健やかに暮らせるように、高齢者見守りボランティア組織の拡充に努める一方、高齢者や認知症を理解するための研修会を行い、地域で支えていく組織の強化を図るため、所要の予算を計上しております。

次に、成年後見事業であります。

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な方について、法的な保護と支援をするための成年後見制度の利用ができるよう、予算を計上いたしております。

子育て支援事業についてであります。

子育て支援につきましては、平成22年度から5年間を計画の期間として策定をいたしました北方町次世代育成支援対策後期行動計画をもとに施策を進めてまいります。

現代は、共働き世帯の増と核家族化によりまして、本来であれば家庭で行ってまいりました子育ても、社会全体で支え合う時代となってまいりました。とりわけ、働く世代への子育て支援に必要な環境整備が急務となってきております。

保育園につきましては、全国で入園待機児童の増が大きな社会問題になっており、当町におきましても未満児の入園希望が年々増加しているところであります。その対応のために、南保育園に保育室を増築し、未満児室に充てることで待機児童の解消に努めてまいります。

また、町南部への（仮称）第2児童館の建設計画を進めまして、子供たちが安心して過ごすことができる居場所づくりを行ってまいります。新年度予算におきましては、用地造成と建物の設計に要する予算を計上しております。

予防接種費用の助成についてであります。

予防接種事業の助成としまして、子宮頸がんワクチン接種費用と、子供を細菌性髄膜炎、肺炎、中耳炎から予防して守るためのヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用について、引き続き全額助成を行う予算を計上しております。

健康増進事業については、65歳以下の若い年代の死亡原因の上位を占めるがんや心疾患、脳血管疾患を減少させるため、がん検診推進事業等を前年度に引き続き実施するとともに、がん検診の受診率を向上させ、早期発見・早期治療へ結びつけるための予算を計上いたしております。

ごみ処理、減量化対策事業についてであります。

近年、各種リサイクル法の制定等により、ごみ減量化及び資源化、いわゆる資源循環型社会形成の機運が高まり、ごみの排出量は年々減少傾向にあります。本町においても、ごみ処理拠点のリサイクルセンターを中心に、ごみの適正処理を減量化及び資源化に努めてまいりましたが、さらなるごみ排出量の削減を推進するため、可燃ごみの完全有料化導入について検討する委員会の設置や、一般廃棄物処理基本計画の見直しに要する予算を計上いたしております。

農業振興対策についてであります。

本町の農業振興地域においては、高齢化の進行により農業従事者が減少していく中、担い手農業経営者による農用地の約30%が利用集積され、経営の安定化と作業の効率化が進められていま

す。平成24年度も、引き続きまちづくりの基本的な施策との整合性を図りながら、担い手を中心とした安定的な都市近郊型農業の振興を推進していくために要する予算を計上いたしております。商工観光の振興についてであります。

商工業の振興対策については、引き続き商店街の活性化事業等を助成するための商工会への補助金1,588万4,000円を計上いたしております。また、北方まつり、未来タウンふれあいまつり、門前市においても、まちおこしや商工業活性化対策となるように、引き続き事業を推進してまいりたいと考えております。

関係事業につきましても、老朽化した庁舎前の観光案内板及び農林高校前の歓迎看板の更新や、観光協会を中心とした各種イベント事業に係る所要の補助金などについて予算措置を講じております。

土地区画整理事業についてであります。

加茂地区においては、県の河川工事のおくれによりまして一部未整備部分を残しておりますが、平成24年度には換地処分が予定されておりますので、これにあわせて地区周辺自治会を含めた町名町界変更を行うための予算を計上しております。

また、高屋西部地区については、平成24年度事業としまして都市計画道路の整備工事に着手するとともに、年度末の仮換地指定を目標に換地設計等が実施されますので、その事業の負担に要する予算2,250万円を計上いたしております。

都市景観事業につきましてであります。

ベッドタウンであります当町は、日々競争社会の中で働くことで疲弊した心をいやし、あすへのエネルギーを生み出すことができる空間を創造していくことで、人生を送る価値のあるまちとならなければなりません。そのためには、公園都市として、それぞれ性格を異にした公園が街路を含めて一体のものとして整備されることで、都市の中に自然を醸成していくことが大切です。そうした観点から、平成24年度は引き続き町道3号線（高屋芝原線）バリアフリー化を進めるとともに、高屋西部土地区画整理事業にあわせて整備する都市計画道路の詳細設計や、県営北方住宅跡地に公園を新設するための用地取得、夕べが池の護岸整備等に要する所要の予算5億2,640万円を計上いたしました。

防火・防災対策についてであります。

防火・防災対策につきましては、防災行政無線の放送難聴地点での音響調査を実施するため、所要の予算を計上いたしております。

教育関係につきましては、本年度は第2次北方町教育総合5カ年計画の2年目に当たります。北方に住むすべての人たちが、北方に住んで北方の教育を受けてよかったと思っただけのように、学校教育は子供が主役の教育を進め、実践的に生きる力を、社会教育は住民が主役の教育を進め、人と人、心と心が強いきずなで結ばれたまちづくりに努めてまいります。こうした立場から、本年度は次の施策に取り組むことといたしております。

学校教育関係についてであります。

学校教育関係につきましては、能力開花推進事業、心の教育推進事業、地域ぐるみの道德教育を継続・実施いたします。

能力開花推進事業は、園・学校が特色ある教育を進め、基礎学力、英語力、表現力を育てようとするものであり、交付金161万9,000円を計上いたしました。

6年目を迎える心の教育推進事業は、基本的な生活習慣やモラルの涵養を図り、生命を尊重し、心根の優しい道徳性豊かな子供を育てる事業であり、交付金220万1,000円を計上いたしました。

地域ぐるみの道德教育は、「あいさつ・仕事・ふるさと」を合い言葉に、校種を越えて組織した子どもサミットによる活動であり、地域への愛着を高め、貢献しようとする子供を育ててまいります。

次に、本年度新たに幼児教育推進事業、体験活動推進事業を立ち上げることにいたしております。

幼児教育推進事業は、幼稚園と小学校をつなぐ教育のあり方を明らかにしようとするものであり、県教育委員会のモデル地域指定を受けて取り組むことにいたしております。

また、体験活動推進事業は、子供たちが身体全体で人・もの・自然にかかわり、生きて働く知恵をはくぐもうとするものであり、25年度からの本格実施に向けて調査・研究をするための所要の予算を計上いたしました。

安全対策・環境整備についてであります。

安全対策・環境整備については、次の事業を予定いたしております。

1つ目は、気象災害に対する安全対策マニュアルを新たに策定し、全児童・生徒に配付する予定であります。近年発生する異常気象は、土砂災害、小河川のはんらん等による甚大な被害をもたらしており、本町においても子供の生命の安全を確保する立場から、従来のマニュアルを見直し、充実・整備するものであります。

2つ目は、登下校見守り隊の拡充についてであります。立ち上げから5年が経過し、この間多くの方々のボランティアによる御尽力をいただいておりますが、本年度はさらなる活性化を図るために、組織のあり方や活動内容等を再検討し、実施したいと考えております。

3つ目は、幼稚園・学校の施設・設備の整備であります。

まず、防災面では、園・学校の全教室に緊急地震速報が自動的に流れるシステムに改良するための工事費として53万6,000円を計上いたしました。

次に、中学校については、屋内運動場照明器具取りかえ工事、外部放送設備改修工事費として246万8,000円を計上いたしました。このほか、北方小学校の遊具設置工事、西小学校の校庭フェンス補修工事、南小学校の玄関ホール雨漏り修理など、所要の予算を計上いたしております。

学習指導についてであります。

学習指導につきましては、全面改訂された新学習指導要領の精神を踏まえ、だれにもひとしく基礎・基本の力が身につくように指導し、住民の信託にこたえてまいりたいと考えております。そこで、本年度は多様化する子供たち一人一人に学習が成立するよう、特別支援アシスタントを

新たに1名増員し、13名体制で支援に当たる経費を991万1,000円計上いたしました。

次に、地域の方々の教育力を活用する学校支援ボランティア事業、園・学校が連携して一貫性のある教育を推進する連携教育推進事業に249万6,000円を計上いたしております。

以上の学習指導に係るすべての事業は、今日の学習指導の重要性にかんがみ、町単独で行うものであります。

教育相談活動については、青少年や保護者に対する各種の相談活動が定着するとともに、園・学校の相談活動の核としての役割を担っております。本年度もその要員2名分の経費530万円を計上いたしました。適応指導教室「大空」の指導員1名と合わせて青少年の健全育成に努めてまいります。

学校図書については、これまでの予算措置により3年連続で北小、西小、南小が、順に図書館コンクール最優秀賞を受賞し、昨年度は北方中学校が奨励賞を受賞しました。読書は、心の栄養剤であり、本年度も一層活発な読書活動が行われるように所要の予算を計上しております。

学校給食についてであります。

学校給食については、地産地消に努め、安価でおいしく安全な給食を提供するとともに、2名の栄養教諭の指導のもと、子供たちに好ましい食習慣を育ててまいります。

社会教育・生涯学習関係についてであります。

社会教育・生涯学習関係については、昨年度は、本町の芸術・文化分野の取り組みが高く評価をされまして、地域創造大賞の栄に輝きました。本年度も、社会教育・社会体育を通して、人と人・心と心のつながるコミュニティーの創出を目指し、住民主役の諸施策を推進してまいりたいと思っております。

社会教育については、まず町民ボランティアについては、生涯学習センター内にボランティアセンターの窓口を設ける予定であります。この改善により、ボランティアに関するすべての情報をセンターに集約し、活動をこれまで以上に効率的かつ効果的に進めることにいたしております。

また、今日的な課題であります家庭教育・子育て支援についてであります。乳幼児を持つ母親を対象にした「ぴよぴよ教室」や、3教室を継続する予算28万円を、放課後児童クラブ ――つまり学童保育であります――については、3教室を継続する予算1,287万8,000円を計上いたしました。

ふるさと北方の文化の保全と継承については、3年計画で進めております史跡の標柱や、説明板の改修工事の最終年度に当たり、その工事費として150万円を計上しました。

また、本町の「文化財だより・縮刷版第1号」の増刷費用として36万8,000円を計上しております。

次に、「未来につなぐ心の糧作品公募事業」については、全国規模の事業に定着をし、昨年度は過去最高の2,877点の応募がありました。小さな町の大きな事業として、さらなる発展を期して、24年度には、これまで大人の部、子どもの部ともに1作品でありました心の糧大賞を、作文部門大賞、アート部門大賞として設けることとしております。そのための予算181万2,000円を計

上しております。

生涯学習センター「きらり」に係る事業については、文化の薫り高いまちづくりに資するため、北方寄席など、各年代層に応じた催しを年3回程度、また住民で組織するきらりスタッフや実行委員会による催しを各1回開催するための予算900万を計上いたしました。

このほか、住民の生きがいを進めるためにも、高齢者大学に代表される社会教育事業、家庭教育学級などの公民館学習、北方ふれあいクラブを中心とした社会体育事業、ふるさと自然発見工房などの生涯学習事業を住民が主役になって進めることができますように、所要の予算を計上いたしております。

社会教育関係の環境整備については、北方町公民館2階の和式トイレの一部を洋式に改修するための工事費195万1,000円を、住民講座用パソコンを更新するための予算291万7,000円を計上いたしております。

社会体育についてであります。

まず、本年9月30日開催の「ぎふ清流国体」であります。本町が会場となりますデモンストラーション競技は、武術太極拳の会場設営や運営諸経費として300万2,000円を計上いたしました。

次に、秋の町民運動会については、本年度は第50回の節目の年に当たります。そして、何より多くの方々に参加していただけるように、セレモニーや関心を引く新種目を取り入れるなどして、趣向を凝らした運動会とするための諸経費52万9,000円を計上いたしました。

懸案となっておりますスポーツクラブについては、これまでの検討委員会を一步進め、本年度は準備委員会に切りかえて、開催に向けてさらなる協議を深めてまいりたいと考えておるところでございます。

教育関係は以上であります。

国民健康保険事業について申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、増加傾向にある療養給付金を決算見込み額比約7%の増となる12億9,948万6,000円として、同じく医療の高度化、該当件数の伸びなどにより増加傾向が見られる高額療養費は、決算見込み額比約10%増の1億5,180万円として、歳入歳出の予算総額をそれぞれ22億7,997万6,000円計上させていただきました。

その中で、国保財政の主要な財源であります保険税につきましては、被保険者の負担を極力抑えるよう、平成23年度繰越金と国民健康保険基金を6,000万取り崩し、保険税率の改正は行わず据え置きとしたいと考えております。そのため、保険税につきましては、前年度とほぼ同額の5億5,655万1,000円を計上いたしました。

なお、平成23年度現年課税の保険税の収納率は92%ほどの見込みとなっておりますが、税の公平・平等の観点からも、引き続き滞納処分などの対応により収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

後期高齢者医療事業についてであります。

後期高齢者医療の保険料率につきましては、見直しの年で平均割額が3万9,310円から4万670

円に、所得割が7.3%から7.83%に、保険料賦課限度額が50万円から55万円に改正をされました。被用者保険の被扶養者であった方や所得の低い方の保険料軽減措置は、引き続き実施をされるわけであります。それらを踏まえて保険料は1億1,441万1,000円を見込み、歳入歳出予算総額として1億5,440万5,000円といたしました。

なお、すこやか健診では、栄養状態検査をすべての受診者に実施するなど、健診内容の充実を図り、高齢者の方の健康維持を図ってまいりたいと考えております。

下水道事業についてであります。

下水道事業の主な収入であります下水道使用料は、接続戸数は増加しているものの、節水意識の高揚等により、対前年比0.4%減の2億4,200万円を計上いたしました。受益者負担金は、農地転用等の徴収猶予取り消しによる賦課1万4,000平方メートルなどで611万8,000円を見込んでおるわけであります。

また、事業認可変更委託料等の国庫補助金として2,095万円を計上いたしました。

一方、歳出では、一般管理費につきましては、下水道事業の認可期間が平成24年度で終了いたしますので、平成25年度以降、高屋西部土地区画整理地内の管渠整備を行うため、事業認可変更業務委託料に830万円、また平成10年の供用開始から15年が経過をし、処理場機械電気等の改修が必要となりますので、下水道長寿命化計画を策定するための委託料として760万円を計上させていただきます。

公共下水道費についてであります。

公共下水道費につきましては、平成25年から高屋西部土地区画整理区域内の管渠整備を行うため、基本設計及び詳細設計委託料として2,600万円を計上いたしたところであります。

公債費につきましては、元金償還金2億7,433万1,000円、利子償還金1億2,699万6,000円であり、元利償還額は4億129万4,000円を計上いたしております。

上水道事業についてであります。

上水道事業の主な収入であります水道料金は、給水戸数は増加をいたしているものの、節水家電の普及等により、対前年比0.3%減の1億4,950万円を計上いたしました。

一方、支出につきましては、有収率の改善のため、漏水調査委託料に320万円及び修繕費に1,800万円の予算を計上いたしました。また、配水管布設工事は、更新時期を迎えた区間とループ化に延長480メートル、工事費1,969万円と、水源地第1配水池水位計の更新工事費420万円の予算を計上いたしました。

以上、損益の計算をいたしますと、漏水修繕に要する費用等が増加をしたために、単年度として112万8,000円の赤字となりますので、経費節減に努めながら予算執行を図ってまいります。

条例関係についてであります。順次御説明を申し上げたいと思います。

議案第1号は、北方町印鑑条例等の一部を改正する条例制定についてであります。住民基本台帳の台帳法の改正により外国人登録法が廃止されることから、関係条例の外国人に対する規定について所要の改正を行うものであります。

議案第2号は、北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が施行をされることにより、関連規定の整備を行うものであります。

議案第3号は、北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。投票立会人等の報酬支給に関し、交代制を実施した場合の支給額につき、立ち会いを行った時間に応じた額の報酬を支給すること、法改正により体育指導委員の名称をスポーツ推進委員に改称すること及び交通安全指導嘱託員並びに情報教育指導嘱託員を廃止し、生活安全指導嘱託員を新設するための所要の規定整備を行うものでございます。

議案第4号は、北方町債権管理条例制定についてであります。徴収見込みのない債権に関し、管理コストの観点からも適切な権利放棄を行うよう条例でこれを定め、未収金を圧縮することで適正な資産把握に努めるものでございます。権利放棄は、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決事項となっておりますが、同号の規定に基づき特別の定めを条例で制定をして、債権管理を適正に行おうとするものでございます。

議案第5号は、北方町税条例の一部を改正する条例制定についてであります。地方税法の一部改正等に伴い関連規定の整備を行うもので、その内容は、たばこ税の税率の引き上げ、退職所得の分離課税に係る所得割額から税額控除の廃止、平成26年度から35年度までの個人町民税等の均等割の加算等であります。

議案第6号は、北方町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。センターホール棟及び学習棟の使用料に関して見直しを実施するもので、その内容としては施設使用料及び一部の施設使用料の引き上げと貸出品目の追加であります。

議案第7号は、北方町小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第1次分の施行に伴い、各法律の改正に関し、関係条例の規制の整備を行うものであります。

議案第8号は、北方町立図書館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第2次分の施行に伴い、関係部分の規定の改正を行うもので、その内容は、北方町立図書館運営委員会委員について、委員の選任基準が法律から条例委任されたことにより、新たに基準を設けること及び法律の施行に伴う関係規定の整備を行うものであります。

契約関係であります。

議案第9号は、工事請負契約の変更について（町道3号線道路改良工事）であります。契約金額を934万3,950円増額し、工期を平成24年7月31日まで延長するようお願いするものでございます。

次に補正予算関係であります。

議案第10号は、平成23年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,036万4,000円を増額して、歳入歳出予算総額を54億4,574万1,000円とするものであります。

歳入の主なものとしたしましては、地方交付税5,169万6,000円、前年度繰越金1億8,017万9,000円を増額する一方で、個人町民税3,000万円、子ども手当に伴う交付金など、国庫支出金8,277万6,000円を減額するものであります。

次に歳出の主なものでありますが、国民健康保険特別会計保険基盤安定繰出金478万8,000円や、福祉医療費の重度心身障害者医療費助成金等、医療費助成金370万円を増額して、子ども手当8,707万7,000円などを減額するとともに、これら歳出の減額と、さきの歳入の増額をもって新たに2億円を財政調整基金に積み立てるものであります。なお、9月定例会にて補正予算計上をいたしました町道3号線道路改良事業につきましては、その一部を翌年度へ明許繰越の予算措置をお願いするものでございます。

国民健康保険事業についてであります。

議案第11号は、平成23年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ548万1,000円を増額して、歳入歳出予算の総額を22億2,180万7,000円とするものであります。

その主なものは、歳入においては一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金478万8,000円などを増額し、歳出につきましては、高額医療費拠出金を1,104万2,000円、保険財政共同安定化事業拠出金4,417万円を減額するとともに、これらの歳入の増額と、歳出の減額をもって新たに6,000万円を国民健康保険基金に積み立てるものであります。

その他の関係でございますが、議案第17号は、字の区域及び名称の変更についてであります。加茂土地区画整理事業の換地処分が平成24年度に予定をされまして、これにあわせて地区周辺を含めた区域を対象とした字の区域及び名称の一部を変更しようとするために議決をお願いするものであります。

議案第18号は、北方町老人福祉計画を定めるについてであります。介護保険法第117条の規定によりまして、もとす広域連合が策定をする第5期介護保険事業計画とあわせて、本町における高齢者福祉事業全般を、総合的かつ計画的に推進していくための基本目標を定めるもので、北方町議会基本条例第8条の規定により議決を求めるものであります。

議案第19号は、北方町障がい者計画を定めるについてであります。平成29年度を目標として、本町における障害者の自立と社会参加への支援を、総合的かつ計画的に推進していくための基本目標を定めるもので、議案第18号と同様に議決を求めるものであります。

次に協議関係についてであります。

協議第1号は、本巢消防事務組合理約の変更についてであります。地域の自主性及び自立性を

高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律第2次分に基づきまして、共同処理する事務に追加を行うものであります。

協議第2号は、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合格約の変更についてであります。岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合を岐阜地域児童発達支援センター組合に改称し、児童福祉法に基づく児童発達支援センターの一部を事務組合として位置づけるための規定の整備を行うものであります。

協議第3号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合格約の変更についてであり、住民基本台帳法の改正により外国人登録法が廃止されることから、外国人に関する規定について改正を行うものであります。

協議第4号は、証明書の交付等の事務委託に関する規約の変更についてであります。住民基本台帳法の改正により、外国人登録法が廃止をされることから、外国人に関する規定について改正を行うものであります。

以上で提出案件の説明を終わりますが、新年度一般会計の予算案は、私が町長に就任させていただいて以来の最高の額となっております。その要因といたしましては、県営北方団地跡地の用地取得や町道3号線のバリアフリー化工事などではありますが、予算化に当たりましては、国の補助など、可能な限り有利となるような財源措置を図っておりますことを最後に申し上げておきたいと思っております。

それでは、詳細につきましては、議事の進行に従いまして、順次御説明を申し上げたいと存じます。

よろしく御審議をいただきまして、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○議長（戸部哲哉君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これらの案件については、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことにします。

お諮りします。議案調査のため、明7日から11日までの5日間を休会とし、本日はこれで散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、明7日から11日までの5日間を休会することとし、本日はこれで散会することに決定をいたしました。

第2日は12日午前9時30分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会をいたします。

散会 午前11時30分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成24年3月6日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

